

(2026年1月1日から第2種共済制度の内容が一部変更されます)

地震災害（「地震災害に係る共済金給付額の算出に関する臨時措置条例」別表）

被害の程度	建物別点数		
	基礎加入分		任意加入分
	本堂	庫裡	
全壊	700	300	500
大半壊	500	215	350
小半壊	295	125	200
一部損壊	85	35	75

附規 被害の程度は、一般社団法人「日本損害保険協会」の定める地震保険損害認定基準を準用する。